

小児慢性特定疾病医療費給付制度における 指定医の申請手続きについて

指定医について

- ・平成27年1月1日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、小児慢性特定疾病医療費制度を受給するには、指定医の作成した診断書（医療意見書）を添えて、申請する必要があります。
- ・川越市内の医療機関に勤務されている場合の指定医の申請窓口は、川越市になります。

指定医の職務・要件について

【指定医の職務】

- ・小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- ・国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。

【指定医の要件】

- ・診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、次の①又は②のいずれかの要件を満たす医師であること。
 - ①厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医資格（※2）を有する者
 - ②小児慢性特定疾病指定医研修サイトにて研修を受講した者（※3）
- ※1 医師法に規定する臨床研修期間を含みます。
- ※2 一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医。
- ※3 詳細については当ホームページをご参照頂くか、健康管理課にお問い合わせください。

指定医の申請手続きについて

- ・指定医の指定を申請するには、勤務先であり、かつ医療意見書を作成する医療機関の所在する全ての都道府県、政令市、中核市で指定を受ける必要があります。

【必要書類】 次の書類を、以下の申請先に提出してください。（郵送可）

- ①小児慢性特定疾病指定医申請書
- ②経歴書：5年以上の診断又は治療に従事した経歴が確認できるもの
- ③医師免許証の写し
- ④専門医資格がある方：専門医資格を証明する書類の写し
専門医資格をお持ちでない方：小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証

【提出先】 〒350-1104 川越市大字小ケ谷817番地1
川越市保健所 健康管理課 管理給付担当宛

留意事項

- ・指定医指定後、川越市から指定通知を送付します。
- ・指定を行った後、主たる勤務先医療機関及び氏名等を川越市が公表します。
- ・指定医の指定は、5年ごとの更新制となります。
- ・申請内容に変更があったときは、指定を受けた川越市に届け出る必要があります。詳しくは川越市健康管理課までお問合せください。
- ・小児慢性特定疾病情報センター (<http://www.shouman.jp>) のホームページより医療意見書のダウンロード、対象疾病と疾病の状態の程度等についてご確認いただけます。